報告第3号

令和5年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

令和5年度那須烏山市一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告する。

令和6年5月30日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

令和5年度那須烏山市一般会計

					支出負	左の内訳	
款	項	事	業	名	担行為	支出	支 出
					額	済額	未済額
					円	円	田
3 民生費	1 社会福祉費	保健福施設整	祉セン 備費	/ター	10, 351, 000	495, 000	9, 856, 000
合		計			10, 351, 000	495, 000	9, 856, 000

事故繰越し繰越計算書

支出負	翌年度繰越額	左	0)	財 源	内	訳	
担行為予定額		既 収 入	未 収	入 特 定	財源	一般財源	説明
		特定財源	国県支出金	地方債	その他	川文 於1 7/示	
円	円	円	円	円	円	円	
0	9, 856, 000	0	0	0	0	9, 856, 000	電線ケーブルが 能登半島地優光 島に電災後割とと かることを かることを が 確保できなが 確保できなめ なったため
0	9, 856, 000	0	0	0	0	9, 856, 000	